

# 7月の処方箋

7月の処方箋

## クーリング・オフできない契約！？

ショッピングモールのイベント会場で突然、「パソコンを無料であげるよ！」と呼び止められた。話を聞くと、持ち運びできる小型のパソコンで、どこでも使えると言われたので契約をした。

早速、自宅周辺で使用したがインターネットにつながらない。解約したいと電話をしたが、クーリング・オフできないと言われた。納得できない。

(20歳代 女性)



### <相談の経緯>

契約内容は、**インターネット通信契約**（使い放題6,800円プラン）と**小型パソコンの契約**（本体65,000円 24回分割払い）であった。

通信契約は、電話サービス・プロバイダ契約等の電気通信事業法の適用を受けるため、特定商取引法に適用されず、通常クーリング・オフできません。（パソコン本体は特定商取引法によりクーリング・オフできるケースもあります）

しかし、今回は契約時にその説明（パソコン無料）があったので、**消費者契約法**で契約の取消をねばり強く交渉した結果、**無条件解約**となりました。！

### ワンポイントアドバイス

**通信契約はインターネット関連サービスの急激な拡大により、契約内容が複雑で消費者には理解が困難なケースが目立ちます。** もっと消費者目線に立った事業者の説明責任が求められます。



**消費者契約法は消費者契約全てに適用されます。** 諦めずに相談しましょう



ホットちゃん

しまった、困った、その時は

**消費者センターは生活のお医者さん**

但馬生活科学センター

相談電話：**0796-23-0999**

たじま消費者ホットライン

相談電話：**0796-23-1999**